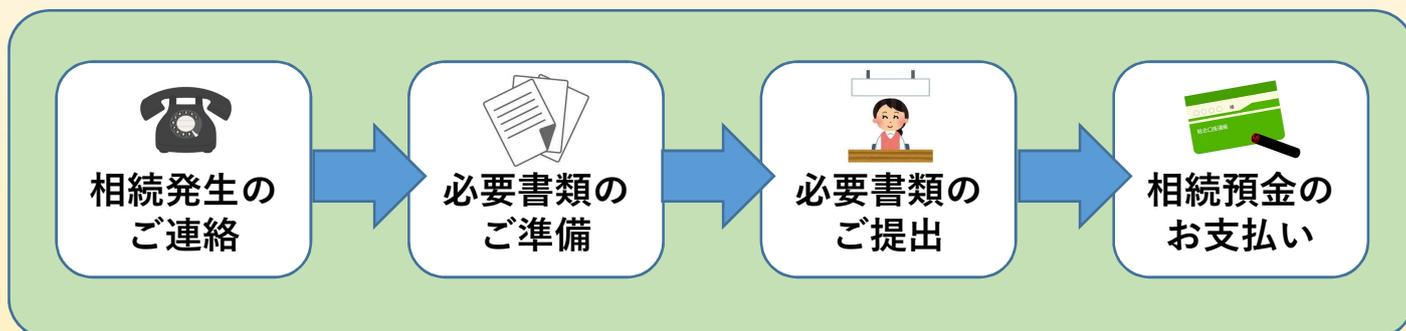


相続手続きのご案内

当金庫にお取引いただいた方がお亡くなりになり、そのご預金を相続人さまにお支払いするためのお手続きについて、ご案内いたします。

なお、ご預金以外の相続のお手続きまたはご不明な点につきましては、お取引の営業店にお問い合わせください。

お手続きの流れ



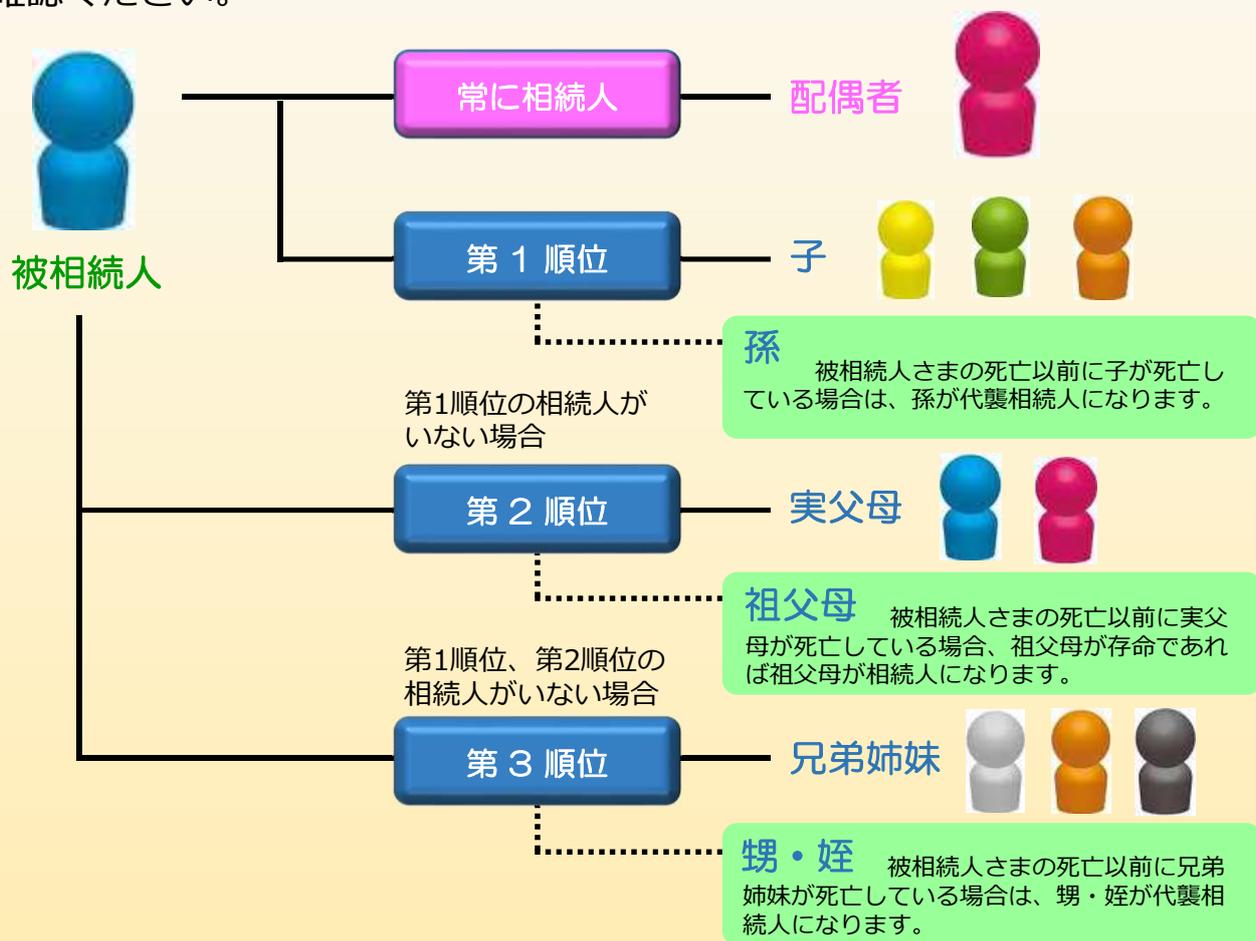
● 相続発生のご連絡

- ・ お亡くなりになったお客さまの取引内容がわかるもの（通帳・証書、キャッシュカードなど）をご準備のうえ、お取引の営業店にご連絡ください。
- ・ 相続発生のご連絡をいただいた場合、相続人さま（お亡くなりになった方）の口座等は以下のように取り扱わせていただきます。

お取引内容	お取り扱い内容
お引出し・お預入れ	お取り扱いできません。
口座振替契約	お引落し（お支払い）できなくなります。 ※ 引き続き口座振替のご利用を希望される場合は、お早めに引落口座の変更手続きを行ってください。
振込入金	お取り扱いできません。 ※ 家賃等の継続した振込入金がある場合は、お早めに振込指定口座の変更手続きを行ってください。
貸金庫取引	開扉のお取扱いはできなくなります。 ※ 開扉、格納物のお受取り等のお手続きにつきましては、原則、相続関係者さま全員によるお手続きが必要です。
融資取引	お取引の営業店からご案内いたします。

相続人さまの範囲

相続のお手続きのためには、被相続人さま（亡くなられた方）を中心とした相続人さまの関係を確認する必要があります。下の図を参考に相続人さまの関係をご確認ください。



◆ 法定相続分・遺留分について

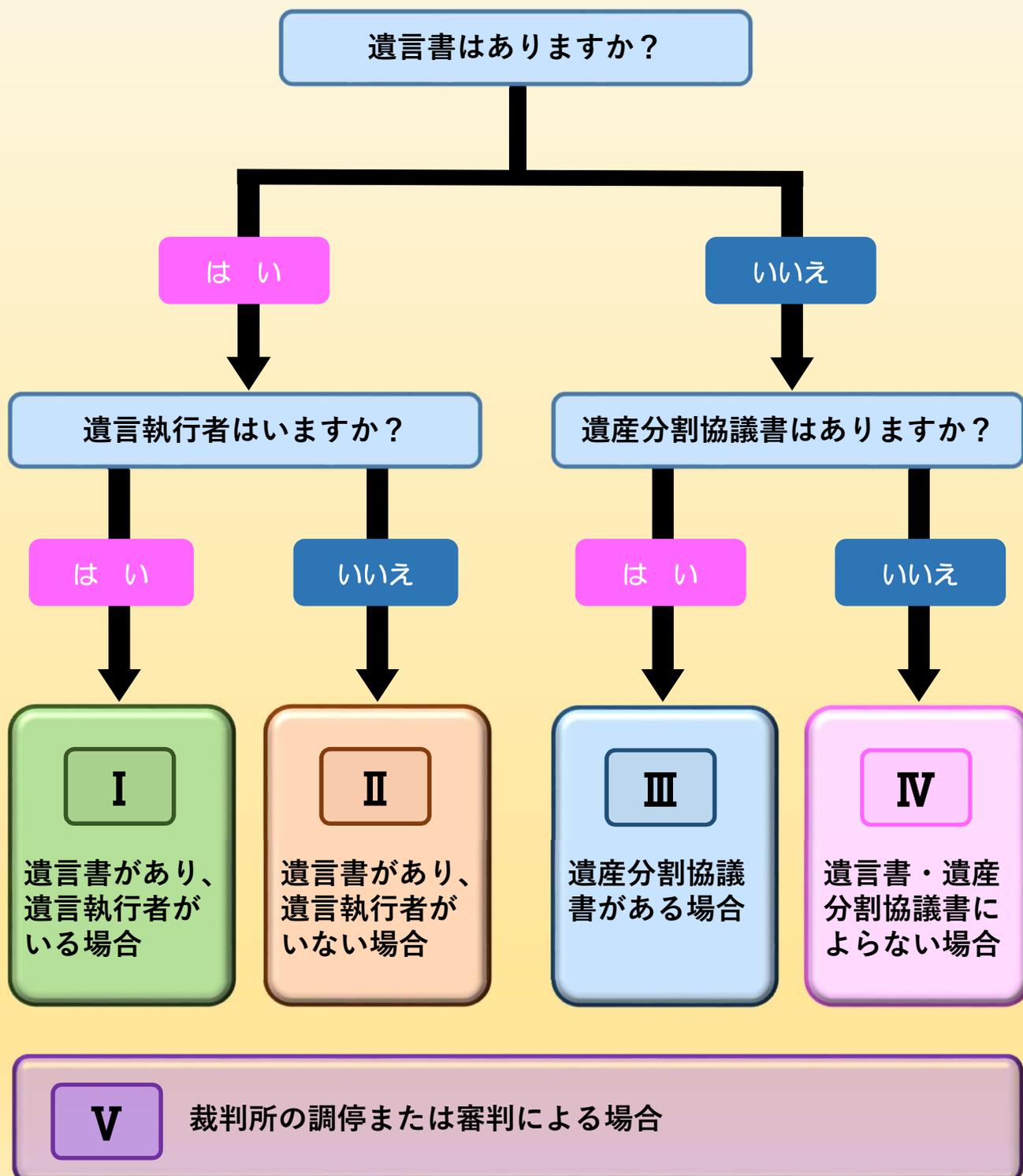
相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子	配偶者：1/2・子：1/2	配偶者：1/4・子：1/4
配偶者と父母	配偶者：2/3・父母：1/3	配偶者：1/3・父母：1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者：3/4・兄弟姉妹：1/4	配偶者：1/2・兄弟姉妹：なし
配偶者のみ	全部	1/2
子のみ	全部	1/2
父母のみ	全部	1/3
兄弟姉妹のみ	全部	なし

※ 子・父母・兄弟姉妹が2名以上いるときは、原則として均等に分けます。

※ 遺留分とは、一定の相続人が相続時に法律上取得することが保証されている相続分のことをいいます。

● 必要書類のご準備

- ・ ご準備していただく書類は、相続の方法により異なります。
- ・ お手続きには、実印が必要です。
なお、相続される預金等の合計額が5万円以下の場合は、届出印でも結構です。
- ・ 取引の内容や相続のご事情によっては、ご案内以外の書類を別途ご提出していただく場合があります。



I. 遺言書があり、遺言執行者がいる場合

戸籍謄本、印鑑証明、遺言書等は原本が必要です。

なお、相続人さまが原本をご必要な場合は、そのコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	書類名など	入手先
①	相続手続依頼書 ・遺言執行者さまに署名・捺印（実印・職印）をしていただきます。	当金庫
②	被相続人さまの通帳・証書、キャッシュカード、出資証券など	お客さま
③	遺言書または遺言書情報証明書 ・公正証書遺言の場合は、 遺言書謄本 または 正本 をご準備ください。	お客さま または 法務局
	検認証明書 ・公正証書遺言以外（自筆証書遺言、秘密証書遺言など）の場合に必要です。なお、 遺言書情報証明書 をご提出していただく場合は不要です。	
④	被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【※】 ・出生から死亡まで連続しているものをご準備ください。	市区町村役場
⑤	相続人さま全員が確認できる戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【※】 ・④で相続人さまが確認できる場合は不要です。	市区町村役場
⑥	遺言執行者さまの印鑑証明書 ・発行後6ヵ月以内のものをご準備ください。	市区町村役場等
⑦	遺言執行者さまの本人確認書類 ・運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど	お客さま
⑧	遺言執行者選任審判謄本 ・家庭裁判所で選任されている場合にご準備ください。	家庭裁判所

【※】法務局が交付する「法定相続情報一覧図の写し」がある場合は、④および⑤は不要です。

なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご準備ください。

Ⅱ. 遺言書があり、遺言執行者がいない場合

戸籍謄本、印鑑証明、遺言書等は原本が必要です。

なお、相続人さまが原本をご必要な場合は、そのコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	書類名など	入手先
①	相続手続依頼書 ・原則として相続人さま全員に署名・捺印（実印）をしていただきます。 ・相続される預金と出資金の合計額が5万円以下の場合は、相続手続きをされる代表相続人さまのみでも結構です。	当金庫
②	被相続人さまの通帳・証書、キャッシュカード、出資証券など	お客さま
③	遺言書または遺言書情報証明書 ・公正証書遺言の場合は、 遺言書謄本 または 正本 をご準備ください。	お客さま または 法務局
	検認証明書 ・公正証書遺言以外（自筆証書遺言、秘密証書遺言など）の場合に必要です。なお、 遺言書情報証明書 をご提出していただく場合は不要です。	家庭裁判所
④	被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【※】 ・出生から死亡まで連続しているものをご準備ください。	市区町村 役場
⑤	相続人さま全員が確認できる戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【※】 ・④で相続人さまが確認できる場合は不要です。	市区町村 役場
⑥	すべての受遺者さまの印鑑証明書 ・発行後6ヵ月以内のものをご準備ください。 ・受遺者さまが未成年者等の場合は、代理人さまの印鑑証明書が必要です。	市区町村 役場
⑦	相続手続きをされる代表相続人者さまの本人確認書類 ・運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど	お客さま

【※】法務局が交付する「法定相続情報一覧図の写し」がある場合は、④および⑤は不要です。

なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご準備ください。

Ⅲ. 遺産分割協議書がある場合

戸籍謄本、印鑑証明、遺言書等は原本が必要です。

なお、相続人さまが原本をご必要な場合は、そのコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	書類名など	入手先
①	相続手続依頼書 ・原則として相続人さま全員に署名・捺印（実印）をしていただきます。 ・相続される預金等の合計額が5万円以下の場合は、相続手続きをされる代表相続人さまのみでも結構です。	当金庫
②	被相続人さまの通帳・証書、キャッシュカード、出資証券など	お客さま
③	遺産分割協議書 ・相続人さま全員に署名・捺印（実印）が必要です。	お客さま
④	被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【※】 ・出生から死亡まで連続しているものをご準備ください。	市区町村役場
⑤	相続人さま全員が確認できる戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【※】 ・④で相続人さまが確認できる場合は不要です。	市区町村役場
⑥	すべての相続人さまの印鑑証明書 ・発行後6ヵ月以内のものをご準備ください。 ・相続人さまが未成年者の場合は、特別代理人さまの印鑑証明書が必要です。	市区町村役場
⑦	相続手続きをされる代表相続人者さまの本人確認書類 ・運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど	お客さま

【※】法務局が交付する「法定相続情報一覧図の写し」がある場合は、④および⑤は不要です。

なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご準備ください。

Ⅳ. 遺言書・遺産分割協議書によらない場合

戸籍謄本、印鑑証明、遺言書等は原本が必要です。

なお、相続人さまが原本をご必要な場合は、そのコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	書類名など	入手先
①	相続手続依頼書 ・原則として相続人さま全員に署名・捺印（実印）をしていただきます。 ・相続される預金等の合計額が5万円以下の場合は、相続手続きをされる代表相続人さまのみでも結構です。	当金庫
②	被相続人さまの通帳・証書、キャッシュカード、出資証券など	お客さま
③	被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【※】 ・出生から死亡まで連続しているものをご準備ください。	市区町村役場
④	相続人さま全員が確認できる戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）【※】 ・④で相続人さまが確認できる場合は不要です。	市区町村役場
⑤	すべての相続人さまの印鑑証明書 ・発行後6ヵ月以内のものをご準備ください。 ・相続人さまが未成年者の場合は、（特別）代理人さまの印鑑証明書が必要です。	市区町村役場
⑥	相続手続きをされる代表相続人者さまの本人確認書類 ・運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど	お客さま

【※】法務局が交付する「法定相続情報一覧図の写し」がある場合は、③および④は不要です。

なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご準備ください。

V. 裁判所の調停または審判による場合

戸籍謄本、印鑑証明、遺言書等は原本が必要です。

なお、相続人さまが原本をご必要な場合は、そのコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	書類名など	入手先
①	相続手続依頼書 <ul style="list-style-type: none">・当金庫の預金等を相続される相続人さま全員に署名・捺印（実印）をしていただきます。・相続される預金等の合計額が5万円以下の場合は、相続手続きをされる代表相続人さまのみでも結構です。	当金庫
②	被相続人さまの通帳・証書、キャッシュカード、出資証券など	お客さま
③	調停調書謄本 <ul style="list-style-type: none">・調停による場合にご準備ください。	家庭裁判所
	審判書謄本および確定証明書 <ul style="list-style-type: none">・審判による場合にご準備ください。	
④	当金庫の預金等を相続される相続人さまの印鑑証明書 <ul style="list-style-type: none">・発行後6ヵ月以内のものをご準備ください。・相続される方が未成年者等の場合は、代理人さまの印鑑証明書が必要です。	市区町村役場
⑤	相続手続きをされる代表相続人者さまの本人確認書類 <ul style="list-style-type: none">・運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど	お客さま